

令和2年4月10日

保護者の皆様

東海市立大田小学校長  
甲斐 真一

## 警報発令・災害等発生時の児童の安全対策について

日頃は本校の教育に格別のご理解とご協力をいただき誠にありがとうございます。本校では、本年度も学校管理下における子どもたちの安全確保を第一優先し、職員が一丸となって取り組んでまいります。そこで、災害等の発生が予想されるときの方策と構えについて下記のように対応してまいりますので、ご理解とご協力のほど、よろしくお願い申し上げます。

### 記

#### 1 警報発表時の対応について

**別紙1** 東海市教育委員会による「令和2年度 警報発令時の児童生徒の対応等について」の文書の内容に従って対応します。**別紙1** をご熟読ください。

※「暴風警報・暴風雪警報」が午前6時30分から午前11時までに解除された場合は各家庭で昼食を済ませ、午後1時までに登校となります。なお、通学班登校となりますが、班の集合時間は通常の集合時間の5時間後となります。

(例) 通常の集合時間が7:30の場合→12:30が集合時間

#### 2 引き渡しによる下校について

在校時に下校させるべき警報の発表があった場合、もしくはその他の事由で、引き渡しによる下校が必要であると校長が判断した場合には、授業を中止し保護者への引き渡しによる下校とします。状況に応じて、

**各教室・運動場・津波避難場所・体育館** のいずれかで待機させます。

引き渡しの開始は、**学校メルマガ**や電話連絡網等で連絡をします。

※メルマガ未登録世帯へは、電話連絡網を作成します。

できるだけ学校メルマガへの登録をお願いします。

ただし、大地震等の場合には、メルマガ・電話連絡網での連絡ができない場合もありますので、ご家庭ごとに情報をご確認ください。

#### 3 児童の引き渡し方法について

**別紙2** をご覧ください。

#### 4 大規模地震発生時の避難行動について

**別紙3** をご覧ください。

#### 5 三次避難場所（清水脇の市道）について

**別紙3 裏面** をご覧ください。

参考資料：気象庁「特別警報」の運用開始にあたって

特別警報が発表されたら、ただちに命を守る行動をとってください。

気象庁はこれまで、大雨、地震、津波、高潮などにより重大な災害の起こるおそれがある時に、警報を発表して警戒を呼びかけていました。これに加え、今後は、この警報の発表基準をはるかに超える豪雨や大津波等が予想され、重大な災害の危険性が著しく高まっている場合、新たに「特別警報」を発表し、最大限の警戒を呼び掛けます。

特別警報が対象とする現象は、18,000人以上の死者・行方不明者を出した東日本大震災における大津波や、我が国の観測史上最高の潮位を記録し、5,000人以上の死者・行方不明者を出した「伊勢湾台風」の高潮、紀伊半島に甚大な被害をもたらした、100人近い死者・行方不明者を出した「平成23年台風第12号」の豪雨等が該当します。

特別警報が出た場合、お住まいの地域は数十年に一度しかないような非常に危険な状況にあります。周囲の状況や市町村から発表される避難指示・避難勧告などの情報に留意し、ただちに命を守るための行動をとってください。